

確認申請等の電子申請について
(令和 8 年 10 月 1 日運用開始)

一関市建設部都市整備課 建築指導係

令和 8 年 10 月 1 日より、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）が提供する「電子申請受付システム」を導入し、建築基準法に基づく各種申請等の電子受付を開始します。

1 電子申請の対象手続き

一関市内に建築する次の建築物等に係る以下の手続きを対象とします。

- 確認申請（計画通知）
- 計画変更確認申請（計画変更通知）
- 完了検査申請（完了通知）

なお、計画変更確認申請および完了検査申請は、当初の確認申請を電子申請により行った案件に限ります。

(1) 建築物

木造の建築物で2階建て以下（地階を除く）、延べ面積 300 平方メートル以下、高さ 16m以下のもの（ただし、特殊建築物は延べ面積 200 m²以下のものに限る。）

木造以外の建築物で平家建て、延べ面積 200 平方メートル以下のもの

(2) 建築設備

上記（1）の建築物に設けるもの

(3) 工作物

（1）の建築物の敷地内に築造するもののうち、以下の掲げる工作物

- 煙突（支枠や支線を含み、ストーブの煙突を除く。）で、高さ6mを超え 10m以下のもの
- 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類する工作物で、高さ 4m を超え 10m 以下のもの
- 擁壁で、高さ 2m を超え 3m 以下のもの

2 電子申請の方法

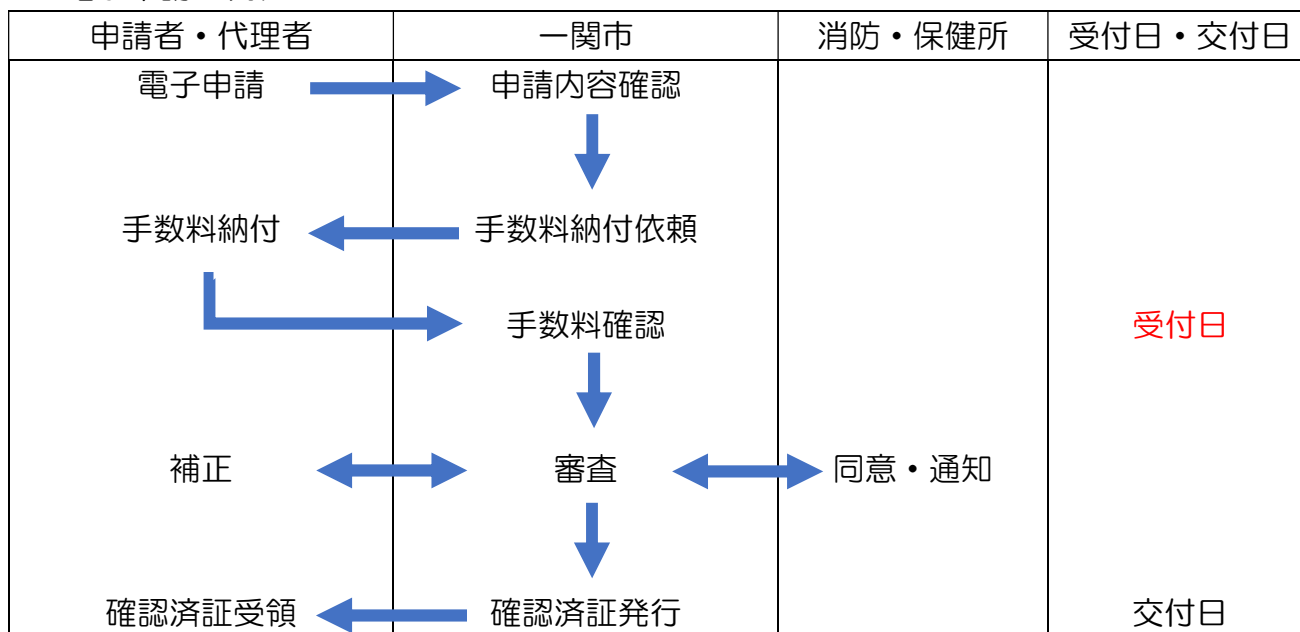
電子申請は、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）の「電子申請受付システム」を利用して行います。利用にあたっては、事前にアカウント登録が必要です。

3 手数料の納付方法

手数料は次のいずれかの方法により納付してください。

- 窓口での現金納付
- 市指定金融機関口座への振込（振込手数料は申請者負担）
- オンライン決済（QR 決済、バーコード決済等）

4 電子申請の流れ



5 電子申請に関する注意事項

(1) 受付日について

受付日は、手数料の納付が確認できた日とする。

閉庁日または開庁時間外に申請された場合は、翌開庁日以降の取扱いとする。

(2) 確認済証等の交付について

確認済証等は、原則として電子交付とする。確認済証等への押印は行わない。

(3) 副本について

副本は、必要に応じ電子申請受付システム内のデータをダウンロードすること。

6 申請データ作成時の注意事項

(1) 図面ファイルについて

添付する申請図面の名称は、内容がわかるように定め、【物件名】を明示させた名称とし、1 図面につき 1 ファイルとする。

例) O1__仕上げ表__【一関太郎・花子様邸新築工事】

(2) 添付ファイルについて

添付ファイルの形式は、原則として PDF ファイルとする。